

平成 17 年度 受付期間 平成 17 年 1 月 4 日(火)～1 月 31 日(月)

保育所入所申込受付のお知らせ

町内の認可保育所

保育所名	定員	住 所	電 話	備考
野方保育所	90	野方 6119	78-2324	町立
大丸保育所	30	横瀬 1994	76-0555	町立
持留保育所	30	持留 2445-1	76-3863	町立
中沖保育所	30	菱田 3093-2	77-0027	町立
南光保育園	60	仮宿 1555-2	76-0025	私立
大崎保育園	110	仮宿 1862	76-0049	私立
菱田保育園	60	菱田 2601	77-0568	私立

平成17年4月1日から、大崎保育所は、社会福祉法人南光福祉会に運営を移管し、私立保育園として運営し、延長保育も実施します。また、野方小学校の隣接地で学童保育（ちびっこ保育園に委託）を実施します。

平成18年4月からは、野方保育所の運営をちびっこ保育園（社会福祉法人の認可後）に移管予定です。

保育料は、これまでどおり町の規定により決定されます。

保育時間

町立保育所 7:30～18:00
 南光・大崎保育園 7:00～19:00
 菱田保育園 平日7:00～19:30
 土曜日7:00～19:00
 (延長保育利用の場合 18:00以降は、延長保育料が必要)

対 象

家庭での保育に欠ける
 0歳児から就学前児童まで
 (0歳児は生後6か月以降)



必要書類

- 入所申込書
 - 課税証明書(平成16年度分)
 - 源泉徴収票の写し(平成16年中の所得に関するもの)
 - 確定申告書の写し(確定申告される方)
 - 家庭状況調査書
 - 母親の就業証明書または出産・病人の看護・介護している場合、看護・介護の状況がわかる書類
- 世帯員に身体障害者手帳等をお持ちの方がいらっしゃる場合は、その手帳も持参ください。
※添付書類が未提出の場合は入所決定を保留します。
 (書類は役場または保育所に準備してあります)

保育料は所得税・町民税によって決定されます

(単位:円)

区 分		3歳未満	3歳以上
市 町 村 民 税	生活保護世帯	0	0
	町民税非課税世帯	7,000	5,000
	町民税課税世帯	15,000	12,000
所 得 税	64,000円未満	22,000	19,000
	160,000円未満	30,000	27,000
	408,000円未満	37,000	29,000
	408,000円以上	41,000	30,000

※ 2人目は半額、3人目以降は10分の1

親、兄弟と同居されている方々へ!

保育料の決定は、原則として入所児童の保護者の税額だけでなく、同一生計の扶養義務者(児童の祖父母やおじ、おば)の税額も合算することになっています。

保育料

【問い合わせ先】 大崎町役場 福祉保健課 児童係 TEL 76-1111 (内線 142)
 Eメール fukushi@town.osaki.kagoshima.jp